

府省名	厚生労働省	部署名	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
-----	-------	-----	--------------------

**取組概要**

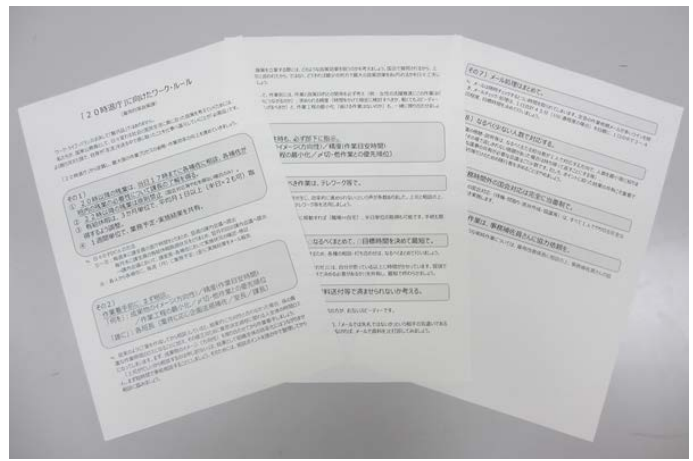
職員に負担が大きい国会対応業務について、課全体（16人）のワークライフバランスを推進するため、国会待機の「当番制」(※)に取り組んでいる。当初「何かあったらどうするのか」という声も出たが、大きなトラブルは起きていない。

※ 勤務時間外の国会対応（待機・質問レク・答弁作成・協議等）はすべて一人でやりきることとしている（課長と当番以外の課長補佐は当番が作成した答弁をメールで確認。）。

また、国会対応業務以外にも、日中に集中して効率的に業務を行い、20時までに退庁するためのルールとして、「20時退庁に向けたワーク・ルール」(※)を設定した。7・8月は法案（女性活躍推進法：8/28成立）に係る対応があったものの、20時退庁率が7/1：57%、7/29：71%、8/26：79%であり、課内全体に効率的な業務の進め方が浸透したと認識している。

- ※ 具体的には以下のとおり
- ・ 20時以降に超過勤務をする場合の具体的な事前手続の明確化  
→17時までに課長補佐に相談し、各補佐が班内の超過勤務の必要性について課長の了解を得る。
  - ・ 作業着手前にまず相談  
→上司と成果物のイメージ、作業目安時間等をすり合わせてから作業に着手する。
  - ・ メール処理時間の目安設定  
→メールチェックを随時行うのではなく、1日合計45分（100通程度）を目標として、頻度、目標時間を決めて実施する。
  - ・ スピーディーなやり取り  
→対面ありきではなく、電話やメールによる資料送付等で済ませられないか考える。

など



「20時退庁に向けたワーク・ルール」

**講評**

国会対応を含め、業務を効率的に進めるためのルールを項目ごとに具体的に定めた点を評価